

令和8年9月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 2 茨木市市税条例の一部改正について
- 3 茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 4 茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
- 5 茨木市阪急茨木市駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 6 茨木市文化・子育て複合施設条例の一部改正について
- 7 茨木市市民総合センター条例の一部改正について
- 8 茨木市立生涯学習センター条例の一部改正について
- 9 茨木市立ギャラリー条例等の一部改正について
- 10 茨木市運動広場条例の一部改正について
- 11 茨木市立市民体育館条例の一部改正について
- 12 茨木市忍頂寺スポーツ公園条例の一部改正について
- 13 茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例の一部改正について
- 14 茨木市立男女共生センター条例の一部改正について
- 15 茨木市市民農園条例の一部改正について
- 16 茨木市都市公園条例の一部改正について
- 17 茨木市教育施設等使用条例の一部改正について
- 18 茨木市公民館条例の一部改正について
- 19 茨木市立青少年センター条例の一部改正について
- 20 茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正について

- 21 茨木市営葬儀条例及び茨木市立斎場条例の一部改正について
- 22 茨木市駐車場条例の一部改正について
- 23 茨木市消防関係手数料条例の一部改正について
- 24 令和7年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 25 令和7年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 26 市道路線の認定について
- 27 市道路線の変更について
- 28 動産取得について（現場用作業車汚泥吸引車）
- 29 令和8年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第2号）

（認 定）

- 1 令和7年度大阪府茨木市一般会計決算認定について
- 2 令和7年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について
- 3 令和7年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 4 令和7年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について
- 5 令和7年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について
- 6 令和7年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について
- 7 令和7年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

（報 告）

- 1 茨木市事務報告について
- 2 令和7年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 3 令和7年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 4 令和7年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
- 5 放棄した債権の報告について

議案第68号	茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて 【人事課】
○ 現委員 ○ 任 期 ○ 選任予定者	なか たけお 仲 猛夫 令和8年9月24日任期満了 初就任 平成23年9月25日就任 5期目（任期3年）

議案第69号	茨木市市税条例の一部改正について	【市民税課、資産税課】
○ 地方税法等の改正に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ①所得税が源泉徴収されない公的年金等受給者のうち、扶養親族等を有する者は、住民税の扶養控除を受けるにあたり、扶養親族等申告書を提出しなければならない旨を規定 ②特定暗号資産の譲渡により生じた所得について、給与所得等と合算して課税する方式から、他の所得と分離して課税する特例を規定 ③所得税では控除しきれなかった額を個人住民税で控除する住宅ローン控除について、対象を令和12年12月31日までの入居に延長 ④物価上昇による基準額の見直しに伴い、家屋及び償却資産に係る固定資産税が非課税となる課税標準額（免税点）を改正 ・ 家屋 200,000円 → 300,000円 ・ 償却資産 1,500,000円 → 1,800,000円 ⑤再生可能エネルギー発電設備を設置した場合に固定資産税の課税標準を一定割合に減額する特例措置について、太陽光発電設備等の対象設備の見直しを行うとともに、適用期限を令和10年度まで3年間延長 ・ 施行日 ⑤ 公布の日 ①③ 令和9年1月1日 ④ 令和9年4月1日 ② 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日		

議案第70号	茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について 【保育幼稚園総務課】
○ 国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ① 小規模保育事業所A型等における職員の最低配置基準の算定において、特定理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができる旨を規定 ② 小規模保育事業所A型等において、保育士とみなす看護師等と特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合は、それぞれが当該事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない旨を規定 ③ 3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業の区分が創設されたことに伴い、当該事業における職員の配置基準を規定 ・ 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね15人に1人 ・ 満4歳以上の児童 おおむね25人に1人 ・ 施行日 公布の日	

議案第71号	茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について 【環境政策課】
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 災害廃棄物の処分受託者が災害廃棄物処理施設を設置する場合の生活環境への影響調査書類の縦覧等について定める規定において、引用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律の項ずれの改正 ・ 施 行 日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日	

議案第72号	茨木市阪急茨木市駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について 22頁参照【審査指導課】
○ 区域内における建築物の制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る。 ・ 主な内容 ①適用区域 阪急茨木市駅西地区地区計画の区域内 (A地区:西側部分、B地区:中央部分、C地区:東側部分) ②用途の制限(建築できない建築物) ア 住宅、共同住宅の住戸、寄宿舍の寝室又は下宿の宿泊室を2階以下に設けるもの イ マージャン屋、ぱちんこ屋(A・B地区に限る。)、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ウ ナイトクラブ エ キャバレー、料理店その他これらに類するもの オ 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの カ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの キ 倉庫業を営む倉庫 ク 畜舎(床面積の合計が15㎡以下のものを除く。) ケ 工場(食品製造業を営むものを除く。) ③建築物の容積率の最高限度 10分の60 ④建築物の建蔽率の最高限度 B地区10分の8 ⑤建築物の敷地面積の最低限度 A地区1,000㎡、B地区3,000㎡、C地区400㎡ ⑥壁面の位置の制限 建築物の外壁等から道路境界線までの距離 A・C地区1m以上 B地区2m以上 ⑦建築物の高さの最高限度 A・C地区43m、B地区90m ⑧罰則 規定に違反した場合、500,000円以下の罰金 ・ 施行日 公布の日	

議案第73号	茨木市文化・子育て複合施設条例の一部改正について 23～29頁参照【共創推進課】
○ 公の施設使用料の見直し等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①利用料金の改定（全日：午前9時から午後10時まで） 大ホール 189,000円 → 226,800円 ほか ②災害対応や選挙のために市が施設を使用するときは利用許可の取消し等ができる旨を規定 ③高校生以下料金が適用される活動に係る文言を整理 ・ 施行日 令和9年4月1日	
議案第74号	茨木市市民総合センター条例の一部改正について 【文化振興課】
○ 公の施設使用料の見直し等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①利用料金の改定（全日：午前9時から午後10時まで） センターホール 91,150円 → 109,350円 ほか ②災害対応や選挙のために市が施設を使用するときは使用許可の取消し等ができる旨を規定 ③高校生以下料金が適用される活動に係る文言を整理 ・ 施行日 令和9年4月1日	
議案第75号	茨木市立生涯学習センター条例の一部改正について 【文化振興課】
○ 公の施設使用料の見直し等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①使用料の改定（午前：午前9時から正午まで） きらめきホール 15,050円 → 18,050円 ほか ②災害対応や選挙のために市が施設を使用するときは利用許可の取消し等ができる旨を規定 ③高校生以下料金が適用される活動に係る文言を整理 ・ 施行日 令和9年4月1日	

議案第76号	茨木市立ギャラリー条例等の一部改正について 【文化振興課、スポーツ推進課、長寿政策課、障害福祉課】
○ 公の施設使用許可規定等の整理に伴う所要の改正 ・ 改正内容 災害対応や選挙のために市が施設を使用するときは使用許可の取消し等ができる旨を規定及び高校生以下料金が適用される活動に係る文言を整理 <関係条例> ・ 茨木市立ギャラリー条例 ・ 茨木市立市民プール条例 ・ 茨木市高齢者活動支援センター条例 ・ 茨木市多世代交流センター条例 ・ 茨木市立障害福祉センター条例 ・ 施行日 令和9年4月1日	
議案第77号	茨木市運動広場条例の一部改正について 【スポーツ推進課】
○ 公の施設使用料の見直し等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①使用料の改定（一般：1時間） 運動広場 650円 → 700円 ほか ②災害対応のために市が施設を使用するときは使用許可の取消し等ができる旨を規定 ③高校生以下料金が適用される活動に係る文言を整理 ・ 施行日 令和9年4月1日	
議案第78号	茨木市立市民体育館条例の一部改正について 【スポーツ推進課】
○ 公の施設使用料の見直し等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①使用料の改定（全面、午前：午前9時から正午まで） 市民体育館第1体育室 8,100円 → 9,700円 ほか ②災害対応や選挙のために市が施設を使用するときは使用許可の取消し等ができる旨を規定 ③高校生以下料金が適用される活動に係る文言を整理 ・ 施行日 令和9年4月1日	

議案第79号	茨木市忍頂寺スポーツ公園条例の一部改正について	【スポーツ推進課】
○ 公の施設使用料の見直し等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①利用料金の改定（1時間） 運動場 650円 → 700円 ほか ②災害対応や選挙のために市が施設を使用するときは利用許可の取消し等ができる旨を規定 ③高校生以下料金が適用される活動に係る文言を整理 ・ 施行日 令和9年4月1日		
議案第80号	茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例の一部改正について	【人権・男女共生課】
○ 公の施設使用料の見直し等及びユースプラザ事業による貸室の整理に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①利用料の改定（午前：午前9時から午後1時まで） 会議室 450円 → 500円 ほか ②災害対応や選挙のために市が施設を使用するときは利用許可の取消し等ができる旨を規定 ③高校生以下料金が適用される活動に係る文言を整理 ④ユースプラザ事業で通年利用している部屋を貸室の対象から削除 ・ 施行日 令和9年4月1日		
議案第81号	茨木市立男女共生センター条例の一部改正について	【人権・男女共生課】
○ 公の施設使用料の見直し等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①利用料の改定（午前：午前9時から正午まで） ワムホール 8,750円 → 10,500円 ほか ②災害対応や選挙のために市が施設を使用するときは利用許可の取消し等ができる旨を規定 ③高校生以下料金が適用される活動に係る文言を整理 ・ 施行日 令和9年4月1日		

議案第82号	茨木市市民農園条例の一部改正について	【農林振興課】
○ 公の施設使用料の見直し等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 - 利用料の改定（年額） - 彩都東ふれあい農園 17,000円 → 18,500円 ほか ・ 施行日 令和9年4月1日		
議案第83号	茨木市都市公園条例の一部改正について	【スポーツ推進課、公園緑地課】
○ 公の施設使用料の見直し等及び「ダムパークいばきた多目的運動広場」の新設に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①使用料等の改定（一般：1面1時間） - 運動広場 650円 → 700円 ほか ②ダムパークいばきたの公園施設に「多目的運動広場」、「多目的広場」、「会議室」及び「夜間照明（多目的運動広場）」を追加し、利用料金を規定 - 多目的運動広場（一般：1時間） 全面 3,400円、半面 1,700円 ほか ③災害対応のために市が施設を使用するときは使用許可の取消し等ができる旨を規定 ④高校生以下料金が適用される活動に係る文言を整理 ・ 施行日 ①③④ 令和9年4月1日 ② 令和10年1月1日		

議案第84号	茨木市教育施設等使用条例の一部改正について	【施設課】
○ 公の施設使用料の見直しに伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①使用料の改定（一般：1時間） 運動場 300円 → 350円 ほか ②高校生以下料金が適用される活動に係る文言を整理 ・ 施 行 日 令和9年4月1日		
議案第85号	茨木市公民館条例の一部改正について	【社会教育振興課】
○ 公の施設使用料の見直し等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①使用料の改定（午前：午前9時から午後1時まで） 会議室等 450円 → 500円 ほか ②災害対応や選挙のために市が施設を使用するときは使用許可の取消し等ができる旨を規定 ③高校生以下料金が適用される活動に係る文言を整理 ・ 施 行 日 令和9年4月1日		
議案第86号	茨木市立青少年センター条例の一部改正について	【社会教育振興課】
○ 公の施設使用料の見直し等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①使用料の改定（午前：午前9時から正午まで） 青少年ホール 2,550円 → 3,150円 ほか ②災害対応や選挙のために市が施設を使用するときは利用許可の取消し等ができる旨を規定 ・ 施 行 日 令和9年4月1日		

議案第87号	茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正について	【地域コミュニティ課】
○ 茨木公民館をコミュニティセンターに移行すること及び公の施設使用料の見直し等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①名称及び位置の追加 名 称 茨木市立茨木コミュニティセンター 位 置 茨木市東宮町1番19号 ②利用料金の改定 ・ 会議室（午前：午前9時から午後1時まで） 450円 → 500円 ほか ・ 冷暖房の利用料金を定める規定を削除 ③利用時間や利用料金について、地域の実情に応じた運営を可能にするよう規定 ④災害対応や選挙のために市が施設を使用するときは利用許可の取消し等ができる旨を規定 ⑤高校生以下料金が適用される活動に係る文言を整理 ・ 施 行 日 令和9年4月1日		

議案第88号	茨木市営葬儀条例及び茨木市立斎場条例の一部改正について	【市民課】
○ 市営葬儀や斎場使用に係る料金の改定等を行うための所要の改正 ・ 主な改正内容 ① 茨木市営葬儀条例の一部改正 - 使用料の改定 ・ 納棺、葬祭用品等の供与 12歳以上 27,500円 → 31,500円 ほか ・ 死亡者が市外居住者の場合の火葬執行に係る使用料加算割合を「10割」から「20割」に改正 ② 茨木市立斎場条例の一部改正 - ア 第2告別式場の使用区分に50席を追加し、使用料を29,800円と規定 - イ 控室について、利用時間に応じた利用料金から1葬儀ごとの利用料金（5,500円～11,000円）に改正 - ウ 火葬場の使用料について、死亡者が市外居住者の場合の火葬場に係る使用料加算割合を「10割」から「20割」に改正 ・ 施行日 令和9年4月1日		

○ 自転車駐車場の定期利用料金を改定するための所要の改正

・ 改正内容

自転車駐車場の定期利用における利用料金を改定

①自転車駐車場（②以外）

・ 1か月 一般 1,500円 → 1,800円 学生 1,200円 → 1,440円

・ 3か月 一般 4,000円 → 4,800円 学生 3,500円 → 4,200円

②春日自転車駐車場、モノレール沢良宜駅自転車駐車場、モノレール阪大病院前駅自転車駐車場、JR駅前北自転車駐車場、南茨木駅北自転車駐車場

・ 1か月 一般 1,100円 → 1,320円 学生 900円 → 1,080円

・ 3か月 一般 3,000円 → 3,600円 学生 2,500円 → 3,000円

・ 施行日 令和9年4月1日

議案第90号	茨木市消防関係手数料条例の一部改正について	【予防課】
○ 高圧ガス保安法の改正に伴う所要の改正 ・ 改正内容 液化石油ガスの貯蔵施設等の完成検査に係る手数料を定める規定において、引用する高圧ガス保安法の条ずれの改正 ・ 施行日 令和8年12月21日		
議案第91号	令和7年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について	【下水道総務課】
○ 地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。 ・ 処分額 554,000,000円 ・ 処分方法 建設改良積立金への積立て		
議案第92号	令和7年度大阪府茨木市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	【水道総務課】
○ 地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。 ・ 処分額 900,000,000円 ・ 処分方法 建設改良積立金への積立て		

議案第93号	市道路線の認定について	【建設管理課】
○ 新規路線整備に伴う路線認定 6 路線 ・ 開発等により移管を受けたもの 6 路線		
議案第94号	市道路線の変更について	【建設管理課】
○ 開発等に伴う既認定の起終点の変更 2 路線 ・ 開発等により移管を受けたもの（起終点変更） 2 路線		
議案第95号	動産取得について（現場用作業車汚泥吸引車）	【契約検査課、建設管理課】
○ 契約の方法 指名競争入札 ○ 取得の金額 22,935,000円 ○ 取得の相手方 茨木市五日市一丁目1番9号 株式会社桂オート 代表取締役 かつら 桂 けいいち 恵一 ○ 取得の物件及び目的 ・ 物件 現場用作業車汚泥吸引車（1台） ・ 目的 経年劣化が進んでいる現場用作業車汚泥吸引車を更新し、上中条分室の地域の工事センターに配置する。		

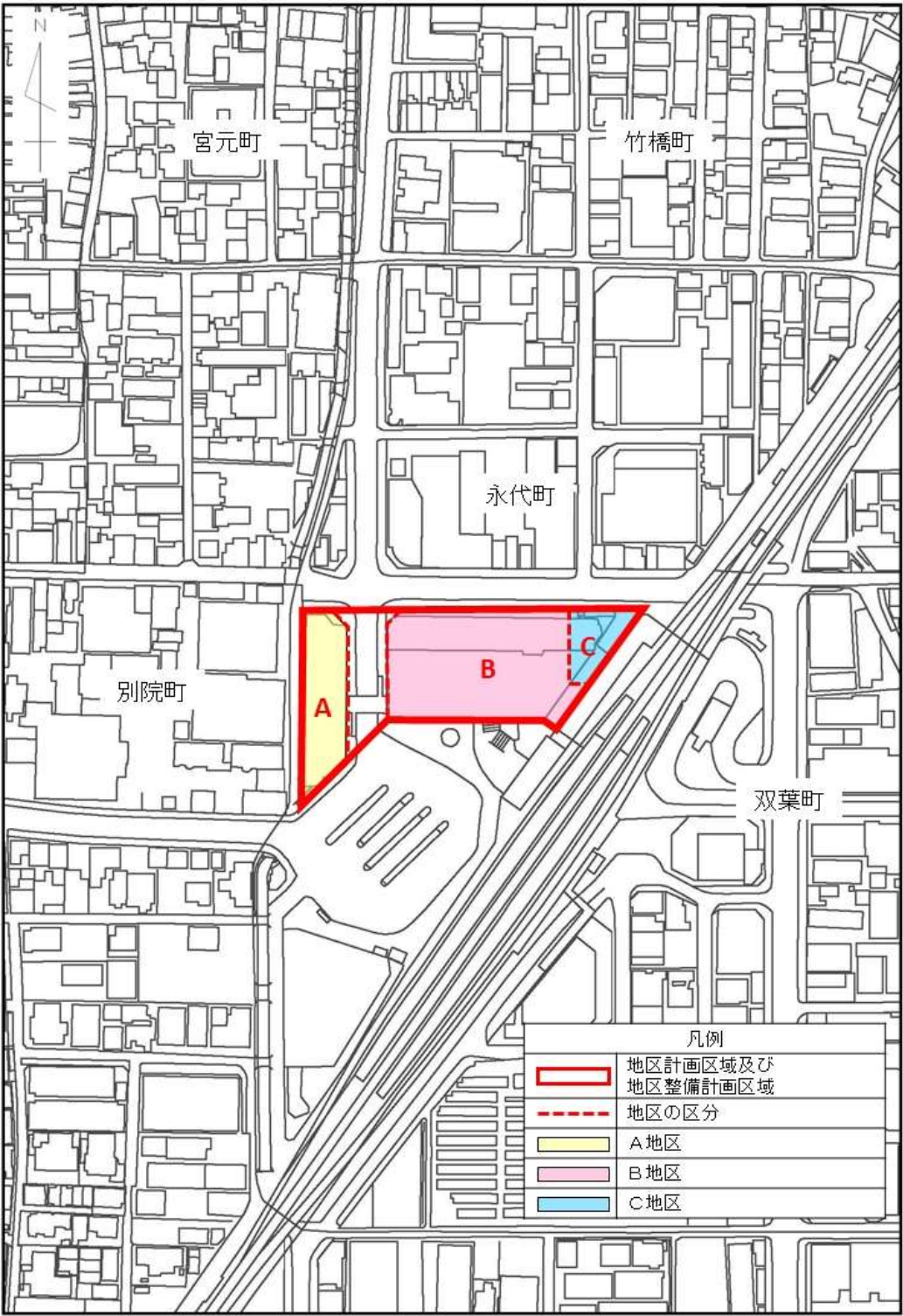
議案第96号	令和8年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第2号）	【財政課】	
○ 補正額 671,319千円（補正後 115,676,688千円 － 補正前 115,005,369千円）			
〈歳入〉		〈歳出〉	
・国庫支出金	20,451千円	・物件費	20,072千円
・繰越金	239,602千円	・補助費等	94,149千円
・諸収入	15,766千円	・投資的経費	557,098千円
・市債	395,500千円		
・継続費補正 （追加）小学校営繕事業		210,878千円	
・繰越明許費補正 （追加）小学校維持補修事業		422,048千円	
・債務負担行為補正 （追加）福祉文化会館解体事業		1,274,000千円	
認定第1号	令和7年度大阪府茨木市一般会計決算認定について	【会計室】	
(令和6年度)			
・歳入決算額	117,571,516,082円	(117,136,687,139円)	
・歳出決算額	113,944,827,818円	(114,456,305,923円)	
・歳入歳出差引額	3,626,688,264円	(2,680,381,216円)	
・翌年度へ繰越すべき財源	2,608,082,406円	(1,420,169,551円)	
・実質収支	1,018,605,858円	(1,260,211,665円)	
認定第2号	令和7年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について	【会計室】	
(令和6年度)			
・歳入決算額	5,327,081,071円	(5,397,218,924円)	
・歳出決算額	103,617,085円	(92,738,994円)	
・歳入歳出差引額	5,223,463,986円	(5,304,479,930円)	

認定第 3 号	令和 7 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について【会計室】		
(令和 6 年度)			
・ 歳入決算額	2 5 , 6 6 4 , 1 1 5 , 7 3 0 円	(26,113,387,994円)	
・ 歳出決算額	2 4 , 9 6 0 , 3 8 2 , 9 5 3 円	(25,537,049,477円)	
・ 歳入歳出差引額	7 0 3 , 7 3 2 , 7 7 7 円	(576,338,517円)	
認定第 4 号	令和 7 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について【会計室】		
(令和 6 年度)			
・ 歳入決算額	6 , 0 5 2 , 0 2 0 , 0 4 5 円	(5,718,099,603円)	
・ 歳出決算額	5 , 7 9 7 , 6 0 3 , 9 8 0 円	(5,485,377,075円)	
・ 歳入歳出差引額	2 5 4 , 4 1 6 , 0 6 5 円	(232,722,528円)	
認定第 5 号	令和 7 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について【会計室】		
(令和 6 年度)			
・ 歳入決算額	2 4 , 2 6 1 , 1 5 7 , 9 9 7 円	(23,049,073,875円)	
・ 歳出決算額	2 3 , 6 5 4 , 4 4 9 , 9 4 7 円	(22,609,925,549円)	
・ 歳入歳出差引額	6 0 6 , 7 0 8 , 0 5 0 円	(439,148,326円)	

認定第 6 号	令和 7 年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について	【下水道総務課】
〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く (令和 6 年度) ・ 収入決算額 6, 9 1 7, 9 6 7, 6 0 5 円 (6,971,529,855円) ・ 支出決算額 6, 5 7 4, 2 2 4, 4 2 8 円 (5,991,274,770円) ・ 収入支出差引額 3 4 3, 7 4 3, 1 7 7 円 (980,255,085円) 〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む ・ 収入決算額 1, 5 5 1, 7 6 6, 4 7 4 円 (2,430,782,663円) ・ 支出決算額 2, 9 2 2, 4 0 7, 7 9 4 円 (4,679,447,044円) ・ 収入支出差引額 △ 1, 3 7 0, 6 4 1, 3 2 0 円 (△2,248,664,381円) ※ 資本的収入額（翌年度繰越額に係る財源充当額を除く）が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てん		
認定第 7 号	令和 7 年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について	【水道総務課】
〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く (令和 6 年度) ・ 収入決算額 5, 4 5 3, 4 2 2, 9 5 5 円 (5,497,776,044円) ・ 支出決算額 5, 2 2 3, 0 5 6, 5 8 5 円 (4,977,397,969円) ・ 収入支出差引額 2 3 0, 3 6 6, 3 7 0 円 (520,378,075円) 〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む ・ 収入決算額 8 0 4, 2 4 6, 2 2 0 円 (1,641,915,373円) ・ 支出決算額 2, 2 2 7, 4 5 8, 4 7 6 円 (2,864,686,697円) ・ 収入支出差引額 △ 1, 4 2 3, 2 1 2, 2 5 6 円 (△1,222,771,324円) ※ 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てん		

報告第17号	茨木市事務報告について	【政策企画課】
○ 令和7年4月～令和8年3月における事務執行状況の報告		
報告第18号	令和7年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	【財政課】
○ 地方自治法第233条第5項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項による健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告		
報告第19号	令和7年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について	【会計室】
○ 令和8年3月31日現在の財政状況の報告		
報告第20号	令和7年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について	【教育政策課】
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告		
報告第21号	放棄した債権の報告について	【納税課】
○ 茨木市債権の管理に関する条例の規定に基づく報告 ・ 放棄した私債権等 14件 944,805円		

阪急茨木市駅西地区地区計画 計画図



公の施設使用料の改定について

1 使用料見直しの基本的な考え方

平成22年度に外部委員の意見を踏まえ設定した統一的な算定基準により、現状の維持管理費等をもとに定期的な算定の見直しを行い「利用と負担の公正性の確保」を図る。また、各施設における現状の課題等への対応を図る。

算定の考え方

○使用料＝算定基準額×負担割合

算定基準額：利用者に負担を求める経費で、施設の維持管理費や総務管理費等

負担割合：施設の種類や性質に応じて、利用者に負担をしてもらう割合（例：ホール・会議室等50%）

○維持管理費の対象年度

前回改定（令和5年4月）では、地震やコロナ禍に伴う経費の増減や閉館等の影響が大きいため、維持管理費の実績を令和元～3年度の平均としたが、今回は通常の算定通り直近（令和7年度）の実績に基づき算定。

2 使用料見直しの内容

(1) 料金の見直し（再算定）

前回の改定から、近年の物価高騰等に伴い施設の維持経費や人件費等が上昇している状況にあるため、それに伴い各区分において使用料が上昇する傾向となる。

（激変緩和措置あり：上下限20%）

①見直し（再算定）の対象施設

ホール・諸室（会議室）を有するおにクルや市民総合センターのほか、市民体育館や運動広場、コミュニティセンター等の16施設を対象とする。なお、これまでと同様、宿泊を伴う施設や個人利用のプール等については再算定の対象外とする。

②料金の改定状況

各施設の料金について、145の区分のうち21区分の料金が引下げとなるものの、94区分の料金が引上げとなり、料金収入全体では8%の引上げとなる。（30区分は現行どおり）

改定区分の内訳

○引下げ21区分の内訳（△1～10%：14区分、△11～20%：7区分）

○引上げ94区分の内訳（＋1～10%：30区分、＋11～20%：64区分）

※現行通り：30区分

③算定にあたっての変更点

・共用スペースの整理

廊下等の共用スペースのうち、情報コーナー等の特定の目的を持った不特定多数の利用者が長時間滞在する場所（占用スペース）について整理を行い、算定の対象となる維持管理費から除外し公費負担とする。

- ・コミュニティセンター空調使用に係る実費相当額徴収金を廃止

施設利用者が空調を使用する際の1時間あたり100円の徴収について、統一料金としている公民館・あいセンターとの整合性等を踏まえ廃止する。

(2) 各施設における課題等への対応

①避難所開設等に伴う施設利用に係る対応を明確化

避難所等の開設や選挙の投開票により市が施設を使用する場合、施設利用を中止することができることを規定する。

②コミュニティセンターにおける地域の実情に応じた利用区分への対応

利用者ニーズに対応し、貸室における柔軟な利用区分の設定など、地域の実情に応じた運営を可能とするよう改正する。

③ユースプラザ事業に伴う貸室の整理

いのち・愛・ゆめセンター分館において、今後もユースプラザ事業による継続的な利用が見込まれることから、貸出施設から当該事業で使用する部屋を除外する。

④高校生以下料金の適用に係る規定を整理

高校生以下料金の適用に関して、実態を踏まえ対象事業に係る文言を整理する。

3 新料金の適用時期

令和9年4月1日申請分から適用を開始。(小・中学校、幼稚園は4月1日利用分から適用を開始)

※周知期間：令和8年10月～令和9年3月

使用料の改定状況について

	対象施設	対象区分	内訳		
			引上	引下	現行どおり
1	市民総合センター クリエイト	18	9	2	7
2	男女共生センター ローズWAM	15	3	6	6
3	生涯学習センター きらめき	29	11	9	9
4	おにクル	25	25		
5	プラネタリウム	1		1	
6	コミュニティセンター	4	4		
7	公民館	4	4		
8	いのち・愛・ゆめセンター	7	7		
9	体育館（都市公園西河原屋内運動場含む）	10	10		
10	豊川いのち・愛・ゆめセンター（体育室・トレーニング室）	2	1	1	
11	運動場・人工芝運動場・庭球場・弓道場・フットサル場・芝生広場	8	5		3
12	ダムパークいばきた（多目的室A・B、交流スペース、生保半島さくら広場）	4	4		
13	市民農園	7	1	2	4
14	小・中学校、幼稚園（目的外使用）	3	3		
15	市立ギャラリー	1			1
16	青少年センター	7	7		
		145	94	21	30

改定する使用料

名 称	料 金 区 分		料金				
	部 屋 等 別	区 分	算出料金 (円)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定率 (%)	増減額 (円)
市民総合センター	センターホール	平日・全日(9-22)	100,540	82,030	98,410	20.0	16,380
	※	土日祝・全日(9-22)	111,712	91,150	109,350	20.0	18,200
	多目的ホール	全日(9-22)	40,590	33,100	39,700	19.9	6,600
	会議室101	1時間あたり	645	630	640	1.6	10
	会議室102	1時間あたり	381	370	380	2.7	10
	会議室103	1時間あたり	203	200	200	0.0	0
	会議室201	1時間あたり	288	280	280	0.0	0
	会議室202	1時間あたり	387	380	380	0.0	0
	会議室203	1時間あたり	387	380	380	0.0	0
	会議室204	1時間あたり	396	380	390	2.6	10
	会議室205	1時間あたり	198	190	190	0.0	0
	会議室206	1時間あたり	430	420	430	2.4	10
	会議室207	1時間あたり	342	330	340	3.0	10
	和室	1時間あたり	641	630	640	1.6	10
	控室	1時間あたり	173	160	170	6.3	10
	第1楽屋	1時間あたり	149	140	140	0.0	0
	第2楽屋	1時間あたり	149	140	140	0.0	0
	生活実習室	1時間あたり	577	620	570	△8.1	△50
	工芸創作室	1時間あたり	577	620	570	△8.1	△50
男女共生センター	ワムホール	平日・全日(9-21:30)	35,484	28,890	34,650	19.9	5,760
	※	土日祝・全日(9-21:30)	39,427	32,100	38,500	19.9	6,400
	控室1	1時間あたり	74	70	70	0.0	0
	控室2	1時間あたり	92	80	90	12.5	10
	ローズホール	1時間あたり	683	730	680	△6.8	△50
	ファミリールーム	1時間あたり	76	70	70	0.0	0
	料理工房	1時間あたり	648	700	640	△8.6	△60
	和室	1時間あたり	321	560	440	△21.4	△120
	会議室401	1時間あたり	173	190	170	△10.5	△20
	会議室402	1時間あたり	173	190	170	△10.5	△20
	会議室403	1時間あたり	81	80	80	0.0	0
	セミナー室404	1時間あたり	173	190	170	△10.5	△20
	セミナー室405	1時間あたり	367	360	360	0.0	0
	研修室501	1時間あたり	328	320	320	0.0	0
	研修室502	1時間あたり	540	530	540	1.9	10
	控室503	1時間あたり	78	70	70	0.0	0
生涯学習センター	きらめきホール	平日・全日(9-21:30)	60,864	49,590	59,490	20.0	9,900
	※	土日祝・全日(9-21:30)	67,627	55,100	66,100	20.0	11,000
	和室(全室)	1時間あたり	—	340	320	△5.9	△20
	和室(半室1)	1時間あたり	208	200	200	0.0	0
	和室(半室2)	1時間あたり	129	140	120	△14.3	△20
	控室1	全日(9-21:30)	1,458	1,400	1,450	3.6	50
	控室2	全日(9-21:30)	550	500	550	10.0	50
	控室3	全日(9-21:30)	1,036	1,000	1,000	0.0	0
	親子室	全日(9-21:30)	700	600	700	16.7	100
	研修室301	1時間あたり	360	350	360	2.9	10
	研修室302	1時間あたり	482	470	480	2.1	10
	研修室303	1時間あたり	482	470	480	2.1	10

改定する使用料

名 称	料 金 区 分		料金				
	部 屋 等 別	区 分	算出料金 (円)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定率 (%)	増減額 (円)
生涯学習センター	研修室 304	1時間あたり	609	600	600	0.0	0
	会議室 305	1時間あたり	508	500	500	0.0	0
	会議室 306	1時間あたり	173	160	170	6.3	10
	会議室 307	1時間あたり	173	160	170	6.3	10
	学習室 401	1時間あたり	361	350	360	2.9	10
	学習室 402	1時間あたり	347	340	340	0.0	0
	学習室 403	1時間あたり	347	340	340	0.0	0
	学習室 404	1時間あたり	347	340	340	0.0	0
	学習室 405	1時間あたり	347	340	340	0.0	0
	学習室 406	1時間あたり	194	180	190	5.6	10
	陶芸室	1時間あたり	573	610	570	△6.6	△40
	工芸室	1時間あたり	820	880	820	△6.8	△60
	アトリエ	1時間あたり	665	710	660	△7.0	△50
	多目的スタジオ	1時間あたり	884	950	880	△7.4	△70
	録音スタジオ	1時間あたり	156	160	150	△6.3	△10
	音楽スタジオ	1時間あたり	110	110	110	0.0	0
	食工房	1時間あたり	628	670	620	△7.5	△50
	I T 学習室	1時間あたり	648	700	640	△8.6	△60
おにクル	大ホール	平日・全日(9-22)	205,228	170,100	204,120	20.0	34,020
	※	土日祝・全日(9-22)	228,032	189,000	226,800	20.0	37,800
	大ホール(1階のみ)	平日・全日(9-22)	148,050	122,670	147,190	20.0	24,520
	※	土日祝・全日(9-22)	164,500	136,300	163,550	20.0	27,250
	多目的ホール	全日(9-22)	86,869	50,200	60,200	19.9	10,000
	会議室 1	1時間あたり	1,223	1,100	1,220	10.9	120
	会議室 2	1時間あたり	610	550	610	10.9	60
	会議室 3	1時間あたり	366	330	360	9.1	30
	会議室 4	1時間あたり	179	160	170	6.3	10
	和室	1時間あたり	717	650	710	9.2	60
	多目的室 C 1	1時間あたり	265	240	260	8.3	20
	多目的室 C 2	1時間あたり	412	370	410	10.8	40
	小楽屋 1(多)	1時間あたり	141	120	140	16.7	20
	小楽屋 2(多)	1時間あたり	141	120	140	16.7	20
	小楽屋 1(大)	1時間あたり	148	130	140	7.7	10
	小楽屋 2(大)	1時間あたり	147	130	140	7.7	10
	中楽屋 1	1時間あたり	335	300	330	10.0	30
	中楽屋 2	1時間あたり	335	300	330	10.0	30
	大楽屋	1時間あたり	741	670	740	10.4	70
	オープンスペース	1時間あたり	275	250	270	8.0	20
	音響映像制作室・録音室	1時間あたり	148	120	140	16.7	20
	多目的室 M 1	1時間あたり	490	410	490	19.5	80
	多目的室 M 2	1時間あたり	510	430	510	18.6	80
	多目的室 D	1時間あたり	707	600	700	16.7	100
	リハーサル室	1時間あたり	1,486	1,260	1,480	17.5	220
	音楽スタジオ 1	1時間あたり	140	120	140	16.7	20
	音楽スタジオ 2	1時間あたり	136	110	130	18.2	20
	調理実習室	1時間あたり	638	540	630	16.7	90
プラネタリウム	プラネタリウム	全日(9-22)	11,013	12,100	11,000	△9.1	△1,100

改定する使用料

名 称	料 金 区 分		料金				
	部 屋 等 別	区 分	算出料金 (円)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定率 (%)	増減額 (円)
コミュニティ センター	会議室	全日(9-22)	1,689	1,400	1,650	17.9	250
	和室	全日(9-22)	1,775	1,450	1,700	17.2	250
	多目的室	全日(9-22)	5,138	4,250	5,100	20.0	850
	実習室	全日(9-22)	2,590	2,150	2,550	18.6	400
公民館	大会議室・多目的ホール	全日(9-22)	5,138	4,250	5,100	20.0	850
	会議室等	全日(9-22)	1,689	1,400	1,650	17.9	250
	和室	全日(9-22)	1,775	1,450	1,700	17.2	250
	実習室	全日(9-22)	2,590	2,150	2,550	18.6	400
いのち・愛・ゆめ センター	大会議室	全日(9-21:30)	4,940	4,100	4,900	19.5	800
	料理教室等	全日(9-21:30)	2,490	2,050	2,450	19.5	400
	会議室等	全日(9-21:30)	1,624	1,350	1,600	18.5	250
	和室等	全日(9-21:30)	1,706	1,400	1,650	17.9	250
	小会議室	全日(9-21:30)	841	700	800	14.3	100
	工作室(分館)	全日(9-21:30)	928	650	750	15.4	100
	音楽室(分館)	全日(9-21:30)	1,749	1,450	1,700	17.2	250
市民体育館	第1体育室	全日(9-21:30)	39,285	32,350	38,800	19.9	6,450
	第2・3・4・5体育室	全日(9-21:30)	7,677	6,450	7,650	18.6	1,200
	第1・2会議室	全日(9-21:30)	1,754	1,250	1,500	20.0	250
福井市民体育館	体育室	全日(9-21:30)	19,642	16,150	19,350	19.8	3,200
	多目的室	全日(9-21:30)	3,838	3,200	3,800	18.8	600
東市民体育館・ 南市民体育館	アリーナ	全日(9-21:30)	39,285	32,350	38,800	19.9	6,450
	体育室・多目的室	全日(9-21:30)	7,677	6,450	7,650	18.6	1,200
	会議室	全日(9-21:30)	1,754	1,250	1,500	20.0	250
	研修室	全日(9-21:30)	1,754	1,250	1,500	20.0	250
西河原公園北	屋内運動場(体育館区分)	1時間あたり	3,142	1,400	1,650	17.9	250
豊川いのち・愛・ゆめ センター	体育室	全日(9:15-21:15)	7,319	5,400	6,450	19.4	1,050
	トレーニング室	全日(9:15-21:15)	1,537	1,550	1,500	△3.2	△50
運動広場・都市公園	運動場	1時間あたり	730	650	700	7.7	50
	庭球場(屋外)	1時間あたり	831	650	750	15.4	100
	庭球場(屋内)	1時間あたり	1,031	750	900	20.0	150
	人工芝運動場	1時間あたり	1,278	1,200	1,250	4.2	50
	弓道場	1時間あたり	778	750	750	0.0	0
	フットサル場	1時間あたり	1,018	900	1,000	11.1	100
	芝生広場(平坦部)	1時間あたり	205	200	200	0.0	0
	芝生広場(傾斜部)	1時間あたり	264	250	250	0.0	0
ダムパークいばきた	多目的室A	1時間あたり	1,082	820	980	19.5	160
	多目的室B	1時間あたり	413	250	300	20.0	50
	交流スペース	1時間あたり	244	200	240	20.0	40
	生保半島さくら広場	1時間あたり	255	220	250	13.6	30
	多目的運動広場	1時間あたり	新規		3,400	—	—
	多目的広場	1時間あたり	新規		270	—	—
	会議室	1時間あたり	新規		330	—	—
	夜間照明(多目的運動広場)	30分あたり	新規		2,670	—	—
忍頂寺スポーツ 公園	運動場	1時間あたり	730	650	700	7.7	50
	庭球場	1時間あたり	831	600	700	16.7	100

改定する使用料

名 称	料 金 区 分		料 金				
	部 屋 等 別	区 分	算出料金 (円)	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定率 (%)	増減額 (円)
ふれあい農園	銭原ふれあい農園（大）	1面あたり	27,029	27,000	27,000	0.0	0
	銭原ふれあい農園（中）	1面あたり	21,623	21,500	21,500	0.0	0
	銭原ふれあい農園（小）	1面あたり	16,217	16,000	16,000	0.0	0
	総持寺ふれあい農園	1面あたり	17,911	20,000	17,500	△12.5	△2,500
	山手台ふれあい農園	1面あたり	18,226	20,500	18,000	△12.2	△2,500
	彩都やまぶきふれあい農園	1面あたり	18,196	18,000	18,000	0.0	0
	彩都東ふれあい農園	1面あたり	18,854	17,000	18,500	8.8	1,500
小・中学校、幼稚園 (目的外使用)	プレイルーム・教室等	1時間あたり	99	80	90	12.5	10
	屋内運動場	1時間あたり	755	600	700	16.7	100
	運動場・園庭	1時間あたり	350	300	350	16.7	50
市立ギャラリー		1単位(6日間)	83,045	83,000	83,000	0.0	0
青少年センター	青少年ホール	全日(9-22)	13,164	9,650	11,550	19.7	1,900
	料理室	1時間あたり	104	80	90	12.5	10
	和室	1時間あたり	220	130	150	15.4	20
	児童室	1時間あたり	115	90	100	11.1	10
	第1会議室	1時間あたり	116	80	90	12.5	10
	第2会議室	1時間あたり	190	150	180	20.0	30
	音楽視聴覚室	1時間あたり	405	300	360	20.0	60

区分が全日のものについては、全日使用の金額を記載しており、各時間割料金についてはその範囲内で設定する。

「改定料金」は50円単位で切り捨てとする。

(但し、500円以下の料金区分は10円単位で切り捨て、諸室等の1時間あたり料金は10円単位切り捨て、ふれあい農園は500円単位で切り捨てとする。)

※ 平日料金は土日祝料金の9/10に相当する額とする。(10円単位切り捨て)

令和8年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特 定 財 源	一 般 財 源	
15 国 庫 支 出 金	20,451	20,451		学校施設環境改善交付金
20 繰 越 金	239,602		239,602	繰越金
21 諸 収 入	15,766	15,766		私立保育所等施設整備費補助金返還金
22 市 債	395,500	395,500		小学校施設整備債 316,500 小学校校舎整備債 55,600 市民会館跡地工リア整備債 23,400
補 正 額 A	671,319	431,717	239,602	
補正前の予算額 B	115,005,369	45,237,499	69,767,870	
補正後の予算額 A + B	115,676,688	45,669,216	70,007,472	

令和8年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
2 総 務 費	26,000					26,000	
3 民 生 費	94,149				94,149		
8 土 木 費	24,700					24,700	
10 教 育 費	526,470		20,072			506,398	
補 正 額 A	671,319		20,072		94,149	557,098	
補正前の予算額 B	115,005,369	22,165,055	22,459,049	39,098,466	8,750,409	6,184,151	16,348,239
補正後の予算額 A + B	115,676,688	22,165,055	22,479,121	39,098,466	8,844,558	6,741,249	16,348,239

補正予算（第2号）の内容について

1 基本方針

市民会館跡地エリア（C・Dエリア）の整備を着実に進めるほか、豪雨災害によって被災した道路の災害復旧や、安全・安心な教育環境の充実に向けた整備を行うなど、行政ニーズ・行政課題等に対応した事業を追加する。

なお、年度内に完了しない事業について、継続費及び繰越明許費を設定するとともに、福祉文化会館解体事業について債務負担行為を設定する。

2 内容

（1）C・Dエリアの整備

（単位：千円）

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
福祉文化会館の解体		26,000	23,400	2,600
福祉文化会館解体事業 【債務負担行為】 【文化振興課】	C・Dエリアの整備に向けた福祉文化会館の解体工事を行う。 工事 ＜債務負担行為＞ 【期 間】 令和9年度～令和10年度 【限度額】 1,274,000千円 【財源：市債 23,400】	26,000	23,400	2,600

（2）豪雨被害への対応

（単位：千円）

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
インフラ施設の改修		24,700		24,700
道路施設等の改修 【道路課】	豪雨災害等により損傷した箇所に対応するため、道路維持に係る工事費を増額する。 工事	24,700		24,700

（3）教育施設の充実

（単位：千円）

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
教育施設の整備		526,470	392,551	133,919
校舎の壁や天井等の改修 【施設課】	安全・安心な教育環境を整備するため、点検結果を踏まえ、小中学校校舎の天井等の改修を行う。	20,072		20,072

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
小学校へのエレベーター設置等 〔継続費〕 〔施設課〕	教育環境の充実を図るため、小学校にエレベーターの設置等を行う。 工事（継続費 210,878〈令和8年度：84,350、令和9年度：126,528〉） （福井小） 【財源：国 20,451、市債 55,600】	84,350	76,051	8,299
小学校プールの改修 〔繰越明許費〕 〔施設課〕	教育環境の充実を図るため、プールサイドの安全対策やバリアフリー対応に係る改修を行う。 工事（安威小、大池小、郡小、畑田小） 【財源：市債 316,500】	422,048	316,500	105,548

(4) 継続費・繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
継続費		
小学校営繕事業 〔施設課〕	令和8年度～令和9年度継続事業 〔総額〕 210,878 〔年割額〕（令和8年度）84,350 （令和9年度）126,528	210,878
繰越明許費		
小学校維持補修事業 〔施設課〕	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	422,048
債務負担行為		
福祉文化会館解体事業 〔文化振興課〕	債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 〔期間〕 令和9年度～令和10年度 〔限度額〕 1,274,000千円	1,274,000